

ことしの回顧

受けとつたら

昭和三十三年産米予約申込みについては、先月までに第一回、十一月末日までに第二回と終了したのでありますが、当初予定收穫数量は七十号台風の災害又は冷害（九月）により收穫量が予想以上の減收である量かと思われします。

昨年も減收によつて異議申立、変更請求をしなければならなかつたのであります。

議申立、変更請求することになります。ＢＣの指示書を受けた農家は指示數量に異議あるときは市長に対し文書（市農林課、各支所に備えてあります）を以つて、指示を受けた日から十日以内に異議の申立が出来ます。Ａの指示書を受けた農家で、數量の売渡が困難の場合は、十二月二十八日までに市長に対し文書（市農林課、各支所に備えてあります）を以つて変更を請願します。政府買入數量指示書区分によつて、期限の厳守はもとより、異議、変更をしなければならぬ農家は、指示書を受けたら早目に各人にて災害その他の理由、印鑑を保持つて市農林課、または各支所までおいで下さい。

（農林課）

温かい思いやりで

歳末たすけあい

します。

市長より政府買入数量指示書を今月十七日付で発行しますが、その指示書には三分区することが出来ます。

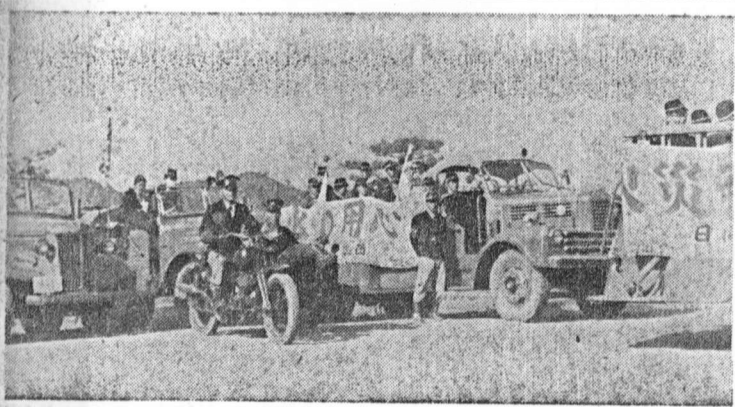
A、予約数量通り指示
B、予約はしているが実収高前三カ年を勘案して予約以上指示
C、事前売渡申込はしていないが米穀の実収高前三カ年を勘案して指示、となっておりますが、その指示数量に対し異

歳末扶け合い運動は、当市も只今呼びかけを行っておりませんが、お正月が来ておもちも充分に買えない人々があります。このような貧しい人々は、市内で約四百世帯、約一千三百人にのびります。市と市社会福祉協議会では各区長、婦人団体連絡協議会の協力を得て、十日から一週間にわたり、物資取集めをして戴くことになっています。

物資は中古衣料、日用

品、食料品、学用品、その他、薬品、オモチャなど何でも結構です。現金は品物に換えて届けます。

配分については、十二月十九日配分委員会を開いて協議決定し、二十日に民生委員の手を通じて該家庭へお届けすることになっています。市民皆様の温かい思いやりで、みんながお正月を楽しく迎えられるよううたしましう。



火の用心

火事の多くなる季節をひかえ、市消防本部では、市内消防団の協力の下に、去る十一月二十六日より十二月二日まで火災予防週間にあたつて、広報車を先頭に六台の消防自動車、オートバイ等で、火の用心を市民に呼びかけました。また二日には、婦人団体連絡協議会の役員が、一日消防団員となり、消防制服に身を固めて、黄色い声で市民へ呼びかけました。

美々津中Aが優勝
県北中学駅伝競走

県北中学校
 体育連盟主
 催、日向日
 日新聞社後
 援の第二回
 県北中学校
 駅伝競走大
 会は十二月
 一日、富高
 駅前・門川
 郵便局前折
 返し・美々
 津町百町原
 折返し・富
 高駅前ゴー
 ルの四十
 二・一九五キロのコースで
 参加十チームによつて、行
 われました。

市内からは美々津中A、富
 島中A、美々津中B、岩脇中
 富島中Bの五チームが出場
 したため、市内沿道は応援
 見物で大にぎわいを呈しま



第六区森武雄（延岡中）
第七区甲斐武雄（北方中）
第八区細川五十四（富島中）

歳末の防犯心得

- 1、戸締を完全にし、なるべく留守番をおくこと
- 2、寝るときは、家の中をくらくら、外を明るくする
- 3、自転車にはカギをする
こと
- 4、押し売りには、相手に
ならない、見ない、買わ
ないことが大切
- 5、悪質な行商人、たゞき
売りに粗悪品が多いの
で注意
- 6、外ポケットや買物かご
の中の現金は、スリが狙
つています。
- 7、貴重品や多額の現金は
厳重に保管しましょう
- 8、悪質な街頭遊技等には
相手にならないこと
- 9、盛り場での置き引き、
万引、スリ等特に気をつ
けて下さい。
- 10、うますぎるもうけ話
や、あまい相談にはのら
ないこと
- 11、深夜の訪問客にはよく
確認して戸をあけましょ
う
- 12、婦女子の深夜の一人歩
きは絶対にさけること
- 13、忙しくとも、子供の火
遊び等くに注意し火災予防
につとめましょう
- 14、子供の夜遊びは不良化
の第一歩です。よくよく
見守りましょう
- 15、空気銃、猟銃による事
故は、子供の持出しによ
るものが多く見られま
す。完全な場所に保管す
ること
- 16、不良者の暴行、ゆす
り、たかり等の被害はす
ぐ警察に届出ましょう。
- 17、道路で遊んだり、幼児
の一人歩きはやめましょ
う。
- 18、「人は右、車は左」の
対面交通を守りましょ
う。
- 19、子供に無駄使いをさせ
ぬように気をつけましょ
う。
- 20、被害現場はそのまゝに
してすぐ警察へ届出て下
さい。
(日向警察署)

請願書等を出すには

——次の注意がいります——

市議会に提出される請願書
等の様式について、市民の
皆さんからいろいろ御照会
知らせします。

中央区の市政座談会

市役所職員はこの頃良くなつた

中央区長（成合進氏）から申出があつて、十二月四日午後一時半から五時まで町村会館で、市政座談会が開かれました。

区民の出席は、余りよくなく二十名でしたが、出席者は殆んど皆が発言されたことは、よい傾向だと思ひました。この会では主として次のようなことについて、質疑応答がありましたので、大略をお知らせして、皆様の御参考とします。

市役所からの出席者は、三尾市長、河野収入役、寺岡総務課長、蝶野税務課長、福田商工水産課長の三樹衛生課長、土木課長の代連辰谷系長、黒木広服系長でした。

○印は区民の質問、◇印は市長の応答

○工場誘致について、県と市との間に喰違ひがあるようなウワサを聞くが、
う喰違ひなど全くない。

たゞ県と市とは、誘致に対する気分が違うというか、市としては、地元として、どうしても要望が強気になる。臍は県全体を考える。そのような点が違うだけだ。

○誘致を急ぎすぎで損をするようなことはないか。佐伯市の例もあるのです。

○私は正直な市政をする主義だが、正直の上にバカがつかないよう、充分条件を云つてゐる。ついでにお

餌について、所有者が、余り高いことを要求して困るとき、どのようにこれを処理するか。いゝ加減なところで買上げてしまうことは出来ぬか。

○固定資産の評価額を下廻るようにはならぬ。工場側の成立たぬようなことをしては、来る者も来なくなるので、市民としての協力が必要だ。公共用でないから、土地收用法で無理矢理とり上げることではできぬが、適当な価格で、工場誘致に協力して貰いたいと思う。

○門川町との合併は。

○今のところ先方はしないかと云つてゐる。ついでにお

市が合併するような場合は、門川町も一緒になるといつてゐるそうだ。

○裁判所の場所は、今のまゝでは適当でないと思うが、市長はどう考えるか。

○裁判所としても、映画館の近くではよい場所とは考へていないだろう。将来はもつと静かな処に移ることになるだろう。

○市役所はどうなるか。

○古い建物だし、何れ立派なものを新築したい。場所は今この場所を考えてゐる。

運動場は市民広場として残したい。

○市役所裏の墓場はどうするか。

ご利用下さい！

市營公益質屋

(日向郵便局前です)

記

- ①請願書の記載事項
- 1、請願の主旨
請願する主目的を簡単に記載して下さい。
- 2、請願の理由
右主目的を請願する直接の理由を、具体的に、簡明に記載して下さい。
- 3、提出者の住所、氏名は明記し必ず押印して下さい。

尚連名で提出の場合是一名を代表者として明示し、爾後の諸連絡に便するように留意して下さい。

- 4、その他の留意事項
(1)請願書には必ず一名以上の議員の紹介が必要。議員の紹介は必ず本人の署名押印であること。
- (2)請願書は必ず一請願、一内容とし、内容の異なる毎に別通として下さい。例えば、同一請願書の中に土木、農林、文教関係を一緒に記載しないこと。
- (3)陳情書については別段法的規則がありませんが、議員の紹介が得られないものは陳情書と

ご利用下さい！

市営公益質屋

(日向郵便局前です)

して取扱います様式
請願書に準じて下さい。

- (4)提出について、特に意して戴きたい事ばらず正副二通を議会、二日前日までに議会事務局議事係に提出して下さい。

※地方自治法条文抜粋
(請願書)
第二百二十四条普通地方公共団体の議会に請願し、上訴する者は、議員の紹介により請願しなければならぬ。

新年の市政に望む

原稿を募集――

昭和三十三年も、のこり少なくなりました。

工都日向市への歩みは、今年はそれ程表面には派手な動きは見られませんでした。が、工場誘致運動当初の、お祭り騒ぎ的な段階を過ぎて、着実なそして具体的な準備段階に入つたように思ひます。道路を造り、学校を整備し財政を健全化しています。このすべて、工都日向市への歩みの姿なのです。

この大事な時期に、新春を迎えるにあたり、広く皆さんの建設的、積極的な市政に対するご要望、ご意見を率直におきかせ願いたいと存じますので、ふるつて御寄稿下さい。

原稿は一月の本紙に掲載させていただきます。

△締切 十二月二十五日

△送り先 市役所市長室広報係

△原稿 官製はがき使用、住所、氏名、職業

明記。

また

従来引揚者給付金等の請については、戦戦前六カ以上外地に生活の本拠を置いていたことが、証明できる資料を必要としませんが、最近取扱いが緩い人、その資料を保有してない人は、外地における人での引揚者である者二人上の証明があればよいことになりました。証明用紙市民課に備付けてありますから、どしどし御利用下さい。なおその他の理由で、未請求の方も一応係で相談されるよう、市民課では望んでいます。

